

南伊勢町告示第8号

地方自治法第199条4項の規定により、平成24年2月14日・15日に実施した定期監査について、地方自治法第199号第9項の規定により結果を別紙のとおり公表します。

平成24年3月1日

代表監査委員 三 矢 勤

監 査 委 員 中 山 盛

記

(別 紙)

- ・ 平成23年度 定期監査等結果報告書

平成23年度

定期監査等結果報告書

南伊勢町

1. 監査実施年月日及び監査対象

実施日	対 象	項 目
2月14日	会計課	・ 時間外勤務の状況
	議会事務局	・ 議会・監査運営状況
	総務課	・ 窓口サービス向上取組み状況及び成果 ・ 指摘事項について
	行政経営課	・ 基金活用・管理状況及び推移（3年程度） ・ 地域づくり支援事業
	税務課	・ 未収金徴収向上取組 ・ 債権管理状況
	住民課	・ 国保未収金徴収状況 ・ 債権管理状況
	福祉課	・ 介護未収金徴収状況 ・ 南島メディカル
2月15日	建設課	・ 町営住宅建設計画 ・ 町営住宅未収金・債権の状況
	教育課	・ 奨学金貸付状況 ・ 債権管理状況
	環境課	・ 住新未収金徴収状況 ・ 債権管理状況
	観光商工課	・ 観光振興の取組について ・ 各種補助金について
	水産農林課	・ 昨年度指摘の鳥獣害対策協議会事務について

※各課共通事項 所管事務内容、職員の配置状況及びサービスの状況
 予算執行状況（1月末現在）主な事業・工事の進捗状況
 所管施設の利用状況・管理状況

2. 監査の種別

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査
 なお、行政監査の視点に立った監査も併せて実施を行った。

3. 監査の方法

本年度実施した定期監査は、事前に提出された資料に基づき、監査委員が各所属長立会いのもと説明を受け、質疑応答方式により実施した。
 また、各関係書類、諸帳簿等の調査を行った。

4. 監査の主眼

各種予算は適正に執行されているか、その事務処理は適切に行われているか、その効果は十分発揮されているか、各課所管施設の管理は十分になされているか、また、各課監査項目について、その事務処理は適正になされているかを主眼として監査を行った。

5. 監査の結果

監査対象に対する監査の結果は下記の指摘及び意見のとおりであるが、各種予算執行及びその事務処理はおおむね適正と認められる。所管施設の管理については、その管理方法を見直しているところもあり、今後も危機管理に留意していただくよう申し入れた。

なお、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指摘し、改善を指示した。

・各課共通事項

各課共通事項については、おおむね適正であると認められたが、サービス状況については、一部の職員に時間外が集中している状況が見受けられ、業務の平準化、事務内容の見直しも含めた改善を申し入れた。また、業務実態に見合わないと思われる、時間外勤務手当の少額な課もあり、サービス残業の常態化を行わないよう指摘を行った。

(1) 会計課

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(2) 議会事務局

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(3) 総務課

- ・窓口サービス向上取組について、その取組評価方法を町長・副町長もチェックし、町民が肌で感じる成果を上げるよう申し入れた。
- ・指摘事項について、現業業務従事者に対し労働基準法等に定められた雇用関係の構築を再度検討するよう申し入れた。

(4) 行政経営課

- ・基金活用状況について、過去3年間の活用実績が少ない点を指摘し、計画的な基金積立及び活用を申し入れた。

(5) 税務課

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(6) 住民課

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(7) 福祉課

- ・介護保険の債権管理について、時効となった不良債権処理をしておらず、その管理について適切に行うよう指摘を行った。

(8) 建設課

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(9) 教育課

- ・奨学金貸付状況について、奨学金の貸与に関する条例及び奨学金貸付規則に於いて条例内容の整備不備があり、指摘し改善を指示した。また、債権管理についても台帳の更なる整備等要請を行った。

(10) 環境課

- ・住宅新築資金等貸付事業の債権管理について、例年指摘しているところではあるが、再度その徹底強化を申し入れた。

(11) 観光商工課

- ・個別事項について特に指摘事項なし。

(12) 水産農林課

- ・昨年度指摘の獣害対策協議会事務について、指摘事項の改善を確認し、更に、協議会事務局保有の通帳管理について十分留意されるよう申し入れた。